## 藤崎町開発許可に関する手数料

種 別	手数料		
		金額	
·法第 29 条第 1 項又は第 2 項	主として自己の居住の用に供する住	開発区域の面積が 0.1 ヘクタール未満の場合	8,600円
の規定に為許事請手数料	宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	開発区域の面積が 0.1 へク タール以上 0.3 ヘクタール 未満の場合	22,000円
		開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール 未満の場合	43,000円
		開発区域の面積が 0.6 ヘク タール以上 1 ヘクタール未 満の場合	86,000円
		開発区域の面積が1ヘクタ ール以上3ヘクタール未満 の場合	130,000円
		開発区域の面積が3ヘクタ ール以上6ヘクタール未満 の場合	170,000円
		開発区域の面積が 6 ヘクタ ール以上 10 ヘクタール未 満の場合	220,000円
		開発区域の面積が 10 ヘク タール以上の場合	300,000円
	主と外ののでは、物に、生物のののでは、物ののののでは、物のののののののののののののののののののののののの	開発区域の面積が 0.1 ヘクタール未満の場合	13,000円
		開発区域の面積が 0.1 へクタール以上 0.3 ヘクタール 未満の場合	30,000円
		開発区域の面積が 0.3 ヘク タール以上 0.6 ヘクタール 未満の場合	65,000円
		開発区域の面積が 0.6 ヘク タール以上 1 ヘクタール未 満の場合	120,000円
		開発区域の面積が1ヘクタ ール以上3ヘクタール未満 の場合	200,000円
		開発区域の面積が3ヘクタ ール以上6ヘクタール未満 の場合	270,000円

		開発区域の面積が 6 ヘクタ ール以上 10 ヘクタール未	340,000円
		満の場合	
		開発区域の面積が 10 へクタール以上の場合	480,000円
	その他の開発行為	開発区域の面積が 0.1 へクタール未満の場合	86,000円
		開発区域の面積が 0.1 へク タール以上 0.3 ヘクタール	130,000円
		未満の場合	
		開発区域の面積が 0.3 へク タール以上 0.6 ヘクタール	190,000円
		未満の場合	
		開発区域の面積が 0.6 へク タール以上 1 ヘクタール未	260,000円
		満の場合	
		開発区域の面積が1ヘクタ	390,000円
		ール以上3ヘクタール未満の場合	
		開発区域の面積が3ヘクタ	510,000円
		ール以上6ヘクタール未満の場合	
		開発区域の面積が 6 ヘクタ ール以上 10 ヘクタール未	660,000円
		満の場合	
		開発区域の面積が 10 へクタール以上の場合	870,000円
法第 35 条の 2 第 1 項の規定			次に掲げる額を合算 した額。ただし、そ
による開発行			の額が870,000円を
為変更許可申			超えるときは、
請手数料			870,000円とする。
			開発行為に関する設計の変更(ロの
			みに該当する場合を
			除く。)については、
			開発区域の面積(ロ
			に規定する変更を伴
			う場合にあっては変
			更前の開発区域の面積、開発区域の縮小
			を伴う場合にあって
			は縮小後の開発区域
			の面積)に応じ前号
			に規定する額に10
			分の1を乗じて得た

		額
		新たな土地の開
		発区域への編入に係 る法第30条第1項第
		1 号から第 4 号まで
		に掲げる事項の変更
		については、新たに
		編入される開発区域
		の面積に応じ前号に
		規定する額
		その他の変更に
		ついては、10,000円
法第 41 条第 2		46,000 円
項ただし書の		
規定による建築性は高ます		
築物特例許可 申請手数料		
		00.000 5
法第 42 条第 1 項ただし書の		26,000 円
規定による予		
定建築物等以		
外建築等許可		
申請手数料		
法第 43 条第 1	敷地の面積が 0.1 ヘクタール未満の場合	6,900円
項の規定によ	敷地の面積が 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクター	18,000円
る建築等許可	ル未満の場合	
申請手数料	敷地の面積が 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクター	39,000円
	ル未満の場合	
	敷地の面積が 0.6ヘクタール以上 1ヘクタール	69,000円
	未満の場合	
	敷地の面積が 1 ヘクタール以上の場合	97,000円
法第 45 条の規	承認を受けようとする者が行おうとする開発	1,700円
定による開発	行為が、主として自己の居住の用に供する住宅	
許可地位承継	の建築の用に供する目的で行うものである場	
承認申請手数	合	
料	承認を受けようとする者が行おうとする開発	1,700 円
	行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の	
	業務の用に供するものの建築又は自己の業務	
	の用に供する特定工作物の建設の用に供する	
	目的で行うものであって、開発区域の面積が1~クタール未満のものである場合	
		0.700 =
	承認を受けようとする者が行おうとする開発	2,700 円
	行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の 業務の用に供するものの建築又は自己の業務	
	の用に供する特定工作物の建設の用に供する	
	目的で行うものであって、開発区域の面積が1	

	ヘクタール以上のものである場合	
	承認を受けようとする者が行おうとする開発 行為が、その他のものである場合	17,000円
法第 47 条第 5	用紙一枚につき	470 円
項の規定によ		
る開発登記簿		
写し交付手数		
料		
法施行規則(昭	用紙一枚につき	300 円
和 44 年建設省		
令第 49 号)第		
60条の規定に		
基づく開発行		
為又は建築に		
関するに証明		
手数料		